

■ 加入のご案内

- **加入のできる方(加入者)** 商工会の会員およびその家族・従業員。ただし、医療保障特約の場合は、商工会の会員並びに従業員。（従業員でない家族は不可）
- **生命保障の対象となる方(被共済者)** 6才以上65才以下の健康な方
- **加入限度口数** モデル1コース・モデル4コース（被共済者1人につき通算30口まで）
*モデル4コースは10口が限度となります。
*加入申込時点で満15才未満の方は、加入済みの他契約の保険金額（他社保険契約含む）を合わせて1,000万円が限度となります。
- **加入期間** 10年間
- **共済掛金払込方法** 便利で安心な口座振替、または、集金をご利用ください。ただし、医療保障特約の掛金は、初回掛金を除き口座振替のみとなります。また、共済掛金を前納することにより、前納報奨金の対象となります。詳しくは商工会へお問い合わせください。
- **加入の手続き** 商工会にて所定の申込書により、加入手続きを行います。なお、お申込みいただいた告知内容と事実が異なる場合は、契約の取り消し、または、共済金が支払われない場合がありますのでご注意ください。また、加入口数及び年齢により、医師の診査が必要となることがあります。詳しくは商工会へお問い合わせください。

■ 加入にあたってのご注意

- **契約の発効** 商工会へ初回共済掛金を払い込まれた日が加入日となり、その翌日から保障が開始されます。（ただし、共済委託機関が引き受けを承諾した場合です。）
- **契約の失効** 共済掛金の一部が共済料となるため、延滞すると積立金より共済料を差し引くこととなります。積立金が共済料に満たない場合は、加入者へ連絡し、翌月末までに払い込んでいただきます。それ以後は失効となります。

■ 税金の特典 *毎月の掛金のうち、共済料及び経費は下記の取り扱いとなります。(医療保障特約の掛金も同じ)

● 共済料の取り扱い

法人が加入者の場合			個人事業主が加入者の場合		
被共済者	受取人	取り扱い	被共済者	受取人	取り扱い
役員のみ	法人	損金	事業主	親族	家事費
役員・従業員	法人	損金	専従者のみ	親族	家事費
役員のみ	親族	役員報酬	専従者・従業員	事業主	必要経費
役員・従業員	親族	損金	従業員	事業主	必要経費
			従業員	親族	必要経費

※個人事業主が加入者の場合の家事費となる共済料、または、個人が加入者の場合の共済料は、**生命保険料控除の対象**となります。

- **経費の取り扱い** 加入者が法人・個人事業主の場合は損金（必要経費）処理ができます。
- **保険金の取り扱い** 死亡保険金は、相続税法上のみなし相続財産となり、相続税の対象となります。ただし、500万円×法定相続人の数までは非課税扱いとなります。

◆お問い合わせ・ご相談は

宮崎県商工会連合会 〒880-0013 宮崎市松橋2丁目4番31号
TEL(0985)24-2056/FAX(0985)25-0036

2012.10

3つの機能で応援します

商工貯蓄共済

— 全国連モデル商品のご案内 —

保障

貯蓄

融資

商 工 会
宮崎県商工会連合会

◆全国連モデルの商工貯蓄共済

＊中小企業庁から商工会の正規事業として認められ、全国の商工会で採用されている全国統一の共済制度です。

わずかな掛金で、**貯蓄・保障・融資**と幅広く皆様をお手伝いいたします。

貯蓄 着実に増えて将来も安心

◆積立金について

積立金および利息 月々の共済掛金から毎年1回共済料と経費を差し引いた残額が、加入月より12カ月目に貯蓄積立金になります。利息は、貯蓄積立金に対し金融機関の1年定期預金扱いで複利計算します。

積立金の返戻 満期返戻金（中差しの「共済内容一覧表」をご参照ください。）
＊払込共済掛金より10年間の共済料・経費を差し引き、その額に利息と配当金を付加したものを満期返戻金としてお返しします。満期前にあらかじめご案内します。

中途解約返戻金

＊満期前にやむを得ず解約される場合は、払込共済掛金より共済期間中の共済料・経費を差し引き、その額にそれまでの利息を付加したものを中途解約返戻金としてお返しします。ただし、早期解約の場合、払込共済掛金に対して少額、または、マイナスになることがあります。なお、保障については、解約月の月末をもって終了します。

◆クイックサービスについて（貯蓄積立金の一時払出制度）

加入後1年以上経過すると、積立金（共済料及び経費等を差し引いた額）の範囲内（万単位）でご自分の積立金を一時的に払い出しできる一時払出制度がご利用いただけます。ただし、正常に掛金が払い込まれている方に限ります。詳しくは、商工会へお問い合わせください。

保障 わずかな共済料で安心の保障

◆共済金について

共済金の請求とお支払い 共済金の請求事由が発生した場合は、すみやかに商工会へご連絡ください。

共済金の給付 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

1口あたりの保障内容

【1コース】		【4コース】			
支払事由 加入年齢	死亡（高度障害）のとき	死亡（高度障害）のとき		傷害・災害による 後遺症のとき	傷害・災害による入院 のとき（1日につき）
		病氣死亡	傷害・災害死亡		
6才～46才	100万円	100万円	200万円	10～100万円	500円
47才～54才	50万円	50万円	100万円	5～50万円	500円
55才～65才	25万円	25万円	50万円	2.5～25万円	500円

（注）入院の給付金は、5日以上継続して入院された場合で、1入院120日分を限度とします。
なお、入院開始日以後4日間は、お支払いの対象となりません。

◆リビングニーズ特約について

被共済者の余命が6ヶ月以内と判断された場合、この特約による保険金を被共済者にお支払いします。この特約に対する新たな掛金は不要です。被共済者がこの特約による保険金を受け取る場合、非課税扱いとなります。請求額は、死亡共済金の範囲内かつ他契約の指定保険金額と通算して一被共済者につき3,000万円が限度です。

◆医療保障特約について

あんしん

- ＊1泊2日の入院から保障
- ＊先進医療もカバー
- ＊所定の障害状態になった場合、その後の保険料の払い込みが不要



＊商工貯蓄共済に、プラスの保障（別途掛金が必要です）で病気やケガによる入院、または、手術にそなえられる**あんしん・たのしみ・かんたん**な特約です。商工貯蓄共済に新規に加入される方、また、既に加入されている方は付加することができます。詳しくは、商工会へお問い合わせください。

たのしみ

- ＊入院や手術がなかった場合、5年毎の無事故給付金（下記の給付内容を参照ください）



かんたん

- ＊告知扱いで手続き簡単（体況上、通算上の理由で診査等が必要な場合があります）



給付内容 基本入院給付金日額による給付金の内容は、下記のとおりです。
詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

基本入院給付金日額	5,000円の場合	10,000円の場合
入院給付金【災害・疾病】（1日あたり） ・1入院の支払限度日数120日・通算支払限度日数1,095日	5,000円	10,000円
手術給付金【手術1回につき、手術の種類により】 （基本入院給付金日額の40倍・20倍・10倍）	20万円・10万円・5万円	40万円・20万円・10万円
無事故給付金【10年満期】 （基本入院給付金日額の10倍）	5年毎に5万円 （合計10万円）	5年毎に10万円 （合計20万円）
先進医療【先進医療給付金】	先進医療の技術に係る費用に応じて通算1,000万円まで	

融資 お気軽にご利用できます

◆融資について

融資のあっせんが受けられる方 加入後1年以上を経過し、かつ正常に掛金が払い込まれている商工会員（家族および従業員を含む）で、商工会が認めた方。

限度額 貯蓄積立金額（定期預金）の3倍以内で最高1,500万円まで。
ただし、貯蓄積立金額（定期預金）の3倍が50万円に満たない方で、商工会が特に認めた場合は50万円を限度とします。

期間 ＊運転資金 60ヶ月以内 ＊設備資金 84ヶ月以内
＊災害特別資金 84ヶ月以内 ＊生活資金 60ヶ月以内

利率 【貯蓄積立金額の範囲超3倍以内融資の場合】

融資期間	1年以内	1年超5年以内	5年超7年以内
融資利率	年2.34%	年2.64%	年2.94%

※信用保証協会保証付の場合は、左記融資利率の0.5%下げとします。
※左記の融資利率は、平成24年10月1日現在のものです。利率改定については、毎年7月に行います。

保証人 保証人は1名以上必要です。（原則として、第三者保証人は不要です。）
ただし、貯蓄積立金額の範囲内の場合は不要です。

担保 原則として必要ありません。
ただし、金融機関が必要と認めた場合は、商工会との協議の上、担保付、または、信用保証協会付のいずれかを別途付されます。

取り扱い金融機関 商工会へお問い合わせください。